

「大阪府土壌汚染に係る自主調査及び自主措置の実施に関する指針
(案)の概要」に対する府民意見等及びそれに対する大阪府の考え方
(案)

以下「意見等に対する府の考え方」においては、「法」は土壌汚染対策法を、「条例」は大阪府生活環境の保全等に関する条例を表します。

1. 趣旨

番号	府民意見等の内容	意見等に対する府の考え方
1 観	条例第81条の21の3第1項の規定では、「自主調査」及び「自主措置」を「法又は条例の規定による調査及び措置を除く調査及び汚染の除去等の措置」と定義しているため、「1趣旨」における「 <u>土壌汚染対策法(以下、「法」という。)</u> 及び <u>条例が適用されていない土地において、</u> 」の文言は不要であると考える。	パブリックコメントの対象としました指針(案)概要は、指針(案)の内容をわかりやすく伝えることを目的としており、用語については、条文等を参照とせず、具体的に記載しました。 <u>指針の策定にあたって、ご指摘の点について反映します。</u>
2 観	土地売買において汚染の無いことを契約条件とすることが増加している。 法に基づく調査は形質変更時であり、売買の契約前の調査は法の範囲外となっている。従って、売買にあたってあらかじめ汚染の有無を把握する自主調査が必要となるが、このような自主調査・措置に係る指針が示されることは望ましいと考える。 <u>この概要に基づきより詳細な指針が提示されることを期待する。</u>	土地取引など、法的な調査義務が課せられない場面で自主的な調査が実施されるケースが多くあります。このような調査であっても、本指針を参考に適切な調査等を実施することにより、後に法的義務が課せられた場合に円滑に法に基づく報告などがなされると考えております。 <u>策定する指針には、調査や措置等に関する詳細な内容を記載致します。</u>

2. 適用する自主調査等

番号	府民意見等の内容	意見等に対する府の考え方
1 観	「自主調査」と「自主調査等」の表現があるが、「等」は何をさすのか。	「自主調査等」の「等」は、自主的に行われる措置を意味します。

2 意見	<p>「適用する自主調査等」の自主調査の定義について、過去から自主調査という言葉が使われてきたが、大別すると、『調査契機(「法条例の義務発生前に実施」又は「義務関係なく実施」)』と、『手法(「法の調査手法に準じる」又は「準じてない」)の2種類があり、さらに内容は千差万別である。指針の対象となる「<u>自主調査の定義</u>」を明示すべきである。</p>	<p>本指針で対象とする自主調査等は、<u>法又は条例の規定による調査及び措置を除く自主調査等</u>とします。そのうち、客観性の高さや、適切な結果の活用が求められる自主調査等として、本指針(案)概要の「<u>適用する自主調査等</u>」に記載した3種類の調査及び措置を「<u>特定自主調査等</u>」として、その調査及び措置の方法や結果の取扱い等について、指針に記載します。特定自主調査以外の自主調査等については、その方法等について知事の助言を受けることができ、また、結果の取りまとめ及び引継ぎについて努めることのみを指針に記載します。</p> <p>なお、「特定自主調査等」以外の自主調査等は、土地取引等の当事者間で合意した調査方法により実施され、第三者に説明する必要がない調査、企業が自主管理のために行う調査、また学術目的での調査などが該当するものと考えます。</p>
3 意見	<p>「2 適用する自主調査等」と記載されていますが、逆に<u>適用しない自主調査の具体例</u>について示していただくと、分りやすいかと思います。(適用する自主調査等以外と読むことはできませんが。)</p>	
4 意見	<p>一般的に、自主調査は指針(案)2の ~ の他の契機にも実施されていることや、条例第81条の21の3第1項の規定で、「自主調査」及び「自主措置」を「法又は条例の規定による調査及び措置を除く調査及び汚染の除去等の措置」と定義していることから、<u>適用する自主調査等</u>については、<u>条例規定どおりでよい</u>と考える。</p>	
5 意見	<p>土壌汚染による健康影響をなくすという法の目的に沿った施策が基本であるが、土壌汚染は随所で見られる割には、把握できておらず健康を守る上から大きな不安となっている。自主調査届出制度はまさしく法の届出制度の補完となるべきものであり、届出義務行為のために事前に調査しているのは自主調査に位置づけるべきでない。また、法の「報告が出来る」という規定では報告者は僅少となり、府民の健康確保もおぼつかなくなる。</p>	
6 意見	<p>「適用する自主調査等」の自主調査の定義について、近い将来義務が発生する調査を、行政の制度で「自主調査」と位置づけてよいのか。</p>	

7 質問	<p>「適用する自主調査等」の自主調査の定義について、どのような調査手法の場合に届出(報告)可能か。法の手法に限定すれば激減し情報把握という主旨から遠のくではないか。</p>	<p>自主調査の手法がどのようなものであっても、自主調査結果等を行政に報告することはできます。法に定める方法以外の方法により自主調査が実施され、報告があった場合には、本指針に定める方法との違い等について指摘することとなります。</p>
8 意見	<p>「適用する自主調査等」の自主調査の定義について、信頼性は全ての場合に求められるものである。さらに、一定の水準を具体的に説明すべきである。</p>	<p>2 に記載する「一定の水準」とは、自主調査や措置の結果を第三者に説明等する場合に求められる技術的な水準を意味しており、これらの結果等についての説明が将来行われる可能性があるのであれば、その調査については「特定自主調査等」として本指針に定める方法で実施する対象とし、条例の土壤汚染状況調査の技術的水準と同等の水準を求める内容となっています。</p>
9 質問	<p>2- に該当する可能性がある土地と示されていますが、数ヵ月後に操業停止予定の工場等も含めて考えていいのでしょうか？</p>	<p>数ヵ月後に操業停止予定であり、まだ確定していないがその後に解体や建て替え、売却後の新築や開発などによる3,000㎡以上の形質変更が行われる可能性があるということであれば、2- の「法第4条等の形質変更」に該当する可能性がある土地において実施する自主調査等に相当する調査等と考えることができます。</p>
10 意見	<p>2- に「第14条申請の可能性が…」といった表現がありますが、調査前に申請の可能性まで把握できないのではないかと思います。申請するか否かは調査結果と土地所有者等の判断によるものですので、この項目に限っては調査後に限定するものとした方が現実的かと思えます。</p>	<p>ご意見のとおり、自主調査実施後に法第14条の申請をするかしないか決めることとなります。将来、法第14条申請を行う可能性が考えられるならば、本指針に基づき調査することにより、追加調査の実施などの手戻りが発生せず、効率的に調査が進められると考えております。</p>
11 意見	<p><u>適用する自主調査等の ～ の範囲設定では、法や府条令で定めた要件と比べて大きな差がないことから、自主調査の結果を府が活用する仕組みになりにくいのではないか。</u> 「大阪府における土壤汚染対策制度の見直しについて」答申(平成21年11月大阪府環境審議会)の参考資料5によれば、開発許可申請のあった3,000㎡未満の件数は全体の83%にもなる。このうちの大きな割合を占める民間の不動産売買では、土壤汚染の問題が顕在化しない限り、従来通りの自主調査・自主対策が行なわれるように思う。</p>	<p><u>府域で行われている各種の自主的な調査について、府はこれまでと同様に相談など行っていきます。</u> その中でも、「2 適用する自主調査等」に掲げた3種の自主調査(特定自主調査)については、この指針で定めた方法等で実施し、客観性の高いものになるよう指導、助言することとしています。また、その結果について、府は整理して必要に応じて情報提供することとしています。 今後、自主調査等の結果の活用については、この制度の運用も踏まえ、さらに検討してまいります。</p>

12 質問	<p>指針が対象とする調査等は、法4条の形質変更を前提とし、4条申請の前に十分な時間をとって行う自主調査や、法3条1項「知事のただし書きの確認」により調査が猶予されている土地で、今後、実施しなければいけない3条調査を前提とした自主調査(調査時点では有害物質の使用がない状況)等の法、条例に則った調査、その他の技術的水準が求められる調査等だけが対象であるのか。</p> <p>土地売買に伴う調査等、これまでもご指導いただいている一般の自主調査の取り扱いはどうなるのか。</p>	<p>法第4条の形質変更が確実に予定されている場合の土壌調査は本指針の対象とはなりません。また、法第3条のただし書きが適用されている場合において、将来、ただし書きの適用が受けられなくなることが確実であるために行う調査も本指針の対象となりません。今後とも、これまでと同様に、法や条例の対象とならないすべての自主的な調査等について、指導や助言をさせていただきます。</p>
13 質問	<p>当該指針でいうところの自主調査と、大阪府条例施行規則第48条の25で報告することとなっている「当該土地の管理有害物質による土壌汚染についての過去の調査の実施結果」との違いを明らかにされたい。</p>	<p>本指針の自主調査は、条例に定めるとおり、法又は条例が適用されない土壌汚染調査全般を指します。</p> <p>条例第81条の5第1項に定める土地利用履歴等報告を行う場合に必要となる「当該土地の管理有害物質による土壌汚染についての過去の調査の実施結果」には、過去に実施された土壌汚染調査が該当します。</p>
14 質問	<p>現在は条例の対象となっていない土地で本指針でいうところの自主調査を実施し、その後、3,000㎡以上の土地の形質変更を行うこととなり、大阪府条例第81条の5第1項に基づく届出対象となった場合、大阪府条例第48条の25で「当該土地の管理有害物質による土壌汚染についての過去の調査の実施結果」を報告することとなっているが、本指針でいうところの自主調査結果は報告する必要が生じるのか明らかにされたい。</p>	<p>条例第81条の5第1項の土地利用履歴等の報告において、本指針の適用を受けた自主調査等の結果があるのであれば、併せて報告する必要があります。</p>
15 質問	<p>当該指針でいうところの自主調査で基準値の超過が確認され、基準超過した部分の土を掘削除去することとなった場合、その規模が3,000㎡以上であって、軽微な変更等に該当しなければ、土壌汚染対策法第4条に基づく届出及び大阪府条例第81条の5第1項に基づく報告が必要になるのか明らかにされたい。</p>	<p>掘削除去の面積が3,000㎡以上あって、土地の形質の変更の内容が軽微な変更に該当しない場合は、法の届出が必要となります。その際、条例第81条の5第1項の報告には、本指針を適用する自主調査の結果を添付してください。</p>

16 質問	3,000 m ² 以上の土地の形質変更にあたり、本指針でいうところの自主調査結果を報告する必要がある場合、当該自主調査結果で基準値の超過が確認されれば、土壤汚染のおそれがある土地の利用履歴がなくても、土壤汚染対策法第4条に基づく調査命令の対象となるのか明らかにされたい。	本指針を適用する自主調査において、基準値の超過が確認された土地で3,000 m ² 以上の土地の形質変更を行う場合には、現に汚染があることが明らかでない土地として、法第4条第2項に基づく調査命令の対象となります。
17 質問	条例第81条の3で土地所有者等の責務として規定されている搬入土砂の汚染状況の把握のための調査は、当該指針でいうところの自主調査や、大阪府条例第48条の25の「当該土地の管理有害物質による土壤汚染についての過去の調査の実施結果」とは異なるものと解してよいか。	条例第81条の3で土地所有者等の責務として規定されている搬入土砂の汚染状況の把握のための調査は、土地所有者等が努力義務として実施することを求めているものであり、本指針とは直接関係しておらず、本調査を行う際の参考方法は、「条例に基づく調査・対策の手引き」(大阪府ホームページ参照)に掲載しております。なお、搬入土砂の汚染状況の把握のために調査した結果は条例規則第48条の25の「当該土地の管理有害物質による土壤汚染についての過去の調査の実施結果」に該当します。
18 意見	特に公共事業を実施するうえで行った自主調査で基準を超過したことが明らかになった場合や、公共工事で発生する残土について、条例第81条の3で土地所有者等の責務として規定されている搬入土砂の汚染状況の把握のための調査で基準を超過したことが明らかになった場合は、土壤汚染対策法や大阪府条例に規定されている要措置区域や形質変更時要届出区域に指定するのではなく、また、汚染土壤処理施設の許可を受けていなくても廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた遮断型処分場や管理型処分場であって適切な管理が行われていれば、その中間覆土として用いるなど適正に管理されている場所であれば有効活用することが可能となるようご配慮いただきたい。	本指針に基づき実施された自主調査の結果、基準超過しても、法や条例に基づく調査ではありませんので、区域指定はできません。本指針では、搬出された汚染土壤による汚染の拡大を防止するため、自主措置に伴い汚染土壤を搬出する場合、条例に準じ汚染土壤処理業者に搬出することとしています。ただし、ご意見のとおり、許可された処理施設以外であっても、適切な環境保全対策が採られていることが確認できる施設に搬入するのであれば、それを妨げるものではありません。なお、その場合、この措置は本指針に適合したものとして取り扱うことはできません。
19 質問	行政に相談したものはすべて本指針の対象となるのか。	相談があった場合、本指針の方法等に関する規定を適用する「特定自主調査等」であれば、本指針に照らして指導や助言を行います。 なお、特定自主調査以外の自主調査であっても、府に相談されることを拒むものではありません。

3. 調査及び措置の実施

番号	府民意見等の内容	意見等に対する府の考え方
1 質問	調査等の計画時点では、法4条の対象となるかどうかの判断に悩むケースがあります。 「自主調査計画時」には、将来的に形質変更時に調査命令が発出される可能性を評価する相談も含まれると考えますが、いかがでしょうか。その結果により、自主調査を実施するか、法対象調査の準備を行うかを判断することも考えられます。	判断に悩むケースについては、これまでと同様に府に相談していただきたく考えています。
2 意見	一般的に自主調査の実施にあたっては、地歴調査を実施する場合としない場合があることや、実施した場合でもその結果に拠らず土壌汚染状況調査を実施する場合等がある。よって、「(1)自主調査の実施」においては前述の実情も踏まえたものとなるようにされたい。	客観性の高い調査となるためには地歴調査は必要であり、条例の規定に準じて省略する場合を除いて、原則として実施していただくことが必要と考えます。なお、個々の事案につきましては、これまでと同様に府に相談していただきたく考えています。
3 意見	本指針で適用する自主調査等(2の～)をあえて絞り込んでいるのであれば、該当する自主調査は <u>指定調査機関により実施されることを明文化してはどうか。</u>	<u>指針の策定にあたって、ご指摘の点について反映します。</u>
4 意見	3-(2)の中に、「地下水モニタリング」も条例の方法に準拠して計画すると記載されていますが、具体的な内容が示されていません。法に定められたものと同等の考え方であればその旨を示した方がいいかと思います。	地下水モニタリングの方法は、条例施行規則別表第18の7に措置の方法として規定されています。この条例の方法は法に定められたものと同等となっております。

4. 指導又は助言

番号	府民意見等の内容	意見等に対する府の考え方
1 意見	府民の「健康確保」向上が重要であり、情報が得やすい(報告しやすくする)制度を望む。	報告しやすくなる制度となるよう、本指針において報告の機会を提示し、報告に対する助言を行うことを明示しました。また、この報告の際に参考となる様式や報告項目について別途定め、情報提供を行うことを検討しております。 なお、本指針の適用を受けない自主調査についても、これまでと同様に府は指導・助言し、必要に応じて情報の提供をしていきます。

2 質問	「自主調査等の基本的事項」の自主調査等の方法に対する助言等に関して、「受けることが出来る」と「受けることが望ましい」の違いがわかりにくい。	自主調査に関する府の指導や助言はいつでも受けることができます。しかし、適切な指導や助言を行うためには、調査や措置の実施期間等との関係から、より適切な時期があるため、そのような時期に指導や助言を受けることが望ましいとしております。
3 意見	自主調査等に対する相談、助言、指導は義務ではなく自主的なものですが、「適正管理のためにも積極的に行ってほしい」といった趣旨をどこかに明記した方がいいかと思えます。	土壌汚染対策の推進のためには、ご意見のとおり、自主調査に関する相談や報告が積極的になされ、それに対して行政が助言や指導を行うことが必要です。今後、自主調査等の報告等が積極的になされるよう、本指針について周知してまいります。
4 質問	指針(案)概要3-(3)の助言の時期に関してですが、計画時とは計画書を作成した時点のことでしょうか？ <u>計画を作成する以前に相談や助言を求めることは可能でしょうか？</u>	計画時とは、例えば自主調査計画時であれば、いわゆる試料採取等計画書(地歴情報を収集し、その内容をもとに調査対象物質の選定や、調査対象地の汚染のおそれの区分を行い、試料採取対象区画及び試料採取地点を計画したもの)を作成した時点を想定しています。 <u>相談や助言は計画作成前を含めて随時受けることができますので、その旨、指針に記載することとします。</u>
5 意見	事前に相談や報告がなかった自主調査等について、調査完了後または措置完了後に報告した場合、「一定の水準を満たしているかをチェックし、内容によっては追加調査等を指導する場合がある」などの文言を追記した方がいいと思えます。	条例第81条の21の3において、知事は自主調査を実施した者に対し、その結果の報告を求め、必要な指導又は助言をすることができる旨規定しています。
6 意見	<u>自主調査等の(報告や説明を行う)段階については指針(案)概要の3の(3)の ~ 以外にもあることから、「その他」等、実情も踏まえたものとなるようにされたい。</u>	自主調査等の報告や説明を行う段階として、望ましい段階を記載しておりますが、これ以外の段階でも適宜、相談や報告は行うことができる旨、指針に記載することとします。
7 意見	自主調査等の方法に係る指導・助言を受けるにあたって、「報告や説明を行うことにより」とあるが、単に説明だけを行って指導・助言を受けた場合には行政に係る書類が残らない。よって、「報告や説明を行うことにより」の部分については単なる説明ではなく報告書を提出することを担保する規定とされたい。併せて参考資料2の図も修正願いたい。	「報告や説明」は口頭ではなく、 <u>計画書や結果報告書などの文書により報告や説明をしていただくことが望ましい</u> と考えています。しかし、 <u>文書の提出が無くても指導や助言を行うことが望ましい場合もある</u> と考えられますので、指針の策定に当たってはこれらの事情に配慮することとします。

5 . 情報提供・結果の記録

番号	府民意見等の内容	意見等に対する府の考え方
1 意見	<p>本指針に基づいて、「府が一般に情報提供できる」ようになると理解できます。この場合、自主調査等の実施者が保有する情報であることから、府はこれに配慮して、<u>「自主調査等の実施者の同意に基づいて、必要に応じて情報提供する」</u>ほうがよいのではないのでしょうか？</p> <p>但し、「汚染状況が緊急性を要する場合には、府は独自に判断で情報提供できる」という一文を追記することも考えられます。</p> <p>なお、緊急性に関しては、飲料用の地下水汚染が考えられますが、このような場合には、「土壌汚染対策法第5条に基づく調査命令の発出権限」が府に認められておりますので、上記の緊急性を要する場合の追加文は不要かと思われま。いずれにしましても、「必要に応じて」に関して、必要と判断する基準を明確にしておくべきではないでしょうか。</p>	<p><u>府が行う情報提供に関する自主調査等の実施者の同意</u>については、情報提供の円滑な実施のため、府は<u>個々の事案に応じて説明し、理解を得るよう努めることと</u>考えております。なお、地下水汚染が確認され、その周辺で地下水の飲用がないと確認できない場合、府は緊急に情報を発表しております。この場合においても、府は自主調査等の実施者等に対して理解を得るよう努めることと考えております。</p>
2 意見	<p>将来法4条に該当する可能性がある土地として行政へ相談した場合、自主措置が完了するまでは<u>情報公開に一定の制限を設けて欲しい</u>。市況によって土地利用や開発計画が大きく変わることもある。また、公開された情報が本来と異なった目的に使用され、土地所有者に損益が発生する場合がある。</p>	<p><u>府が行う情報の整理や情報提供の内容については、今後、本指針の制度を運用しつつ、法と条例の趣旨である直接摂取のリスク、地下水摂取のリスクの防止の観点から、また、府域の汚染状況の把握の観点から、最も適切なものとなるよう検討するもの</u>と考えております。</p>
3 意見	<p>自主調査の情報提供として、本指針(案)の対象としている</p> <p>法4条の形質変更を前提とし、4条申請の前に十分な時間をとって行う自主調査や、</p> <p>法3条1項「知事のただし書きの確認」により調査が猶予されている土地で、今後、実施しなければいけない3条調査を前提とした自主調査(調査時点では有害物質の使用がない状況)等の法、条例に則った調査、</p> <p>その他の技術的水準が求められる調査等だけが対象であるのか。)の、<u>どの調査まで周辺住民に対する情報提供しなければいけないのか。</u></p> <p>もし、<u>積極的な情報提供を常に指導されるのであれば、行政に相談することが消極的になる場合もあり、</u></p>	<p><u>本指針で規定する3種類の特定自主調査等について、自主調査の実施者は周辺住民に情報提供するよう努める</u>としております。その具体的な方法などについては、自主調査の実施者等と周辺住民とのこれまでの経緯や調査の結果等を踏まえる必要があることから、<u>常に一律の方法で周辺住民への情報提供が必要であるとは考えていません。個々の事案について、府と相談するもの</u>と考えております。</p>

	技術水準を高めるための指針がかえって逆効果になる可能性があるのではないか。	
4 質問	「自主調査等の基本的事項」の自主調査等の情報提供に関して、「努める」と「必要に応じて情報提供する」の違いがわかりにくい。	自主調査等実施者が自ら行う情報提供については、周辺住民とのこれまでの経緯や調査の結果等を踏まえて行われる必要があることから、一律に情報提供することを求められませんので、「努める」としていません。 行政が行う情報の提供方法については、ホームページ掲載する方法、概要を示す書類の窓口での閲覧、情報開示の求めがあった場合の提供などの方法が考えられるため、「必要に応じて」としていません。
5 意見	自主調査等の情報提供については、これまでは要求すれば公表するというスタンスでしたが、今回調査実施者が一般の府民にも情報提供するという表現があります。 <u>情報提供の具体的な手法または例を示した方がよいと思います。(概要書的なものでよいと思います)</u>	調査の実施者に求める情報提供の範囲は、調査対象地の周辺住民としています。その方法につきましては、 <u>具体的な例をHP等に掲載するよう考えております。</u>
6 意見	記録の引継ぎについては、弊社はこれまでも「重要事項説明書に添付すべき資料」となるなどの言い方で、保管～引継ぎを強調してきました。過去の調査で「汚染なし」となった場所で、既に調査されていることを知らずに任意に調査を行い、異なる調査結果出た場合、非常に面倒な話になります。 行政側からも、記録の引継ぎの件は強調していただきたいと思います。	ご意見のとおり情報の引継ぎは重要と考えており、法及び条例に基づく調査結果については、情報の引継ぎを義務付けるよう「大阪府生活環境の保全等に関する条例」の改正を行っているところです。自主調査については義務を課すことができませんが、本指針において情報を引き継ぐよう求め、運用に際し、府はその重要性を説明すると考えております。

6. その他

番号	府民意見等の内容	意見等に対する府の考え方
1 意見	参考資料2(フロー)について、破線と実線の説明が示されていません。表記しづらいことは理解できますが、凡例を付けてはいかがでしょうか。	図は指針本文には位置づけられませんが、修正します。 実線：同一者の特定自主調査及び特定自主措置の流れ 破線：異なる者の間での説明・報告・指導助言・情報提供

2 観	<p>「府は報告を受けた自主調査等の結果の情報を整理し、必要に応じて情報提供する。」とあるが、参考資料2の図では必要に応じてではなく必ず情報提供するかのような印象を持つので、修正願いたい。</p>	<p>図は指針本文には位置づけられませんが、修正します。</p>
3 質問	<p>3,000 m²以上の土地の形質変更で、土壤汚染対策法に基づく届出及び大阪府条例に基づく報告が必要となり、履歴調査の結果、汚染のおそれがある土地の利用履歴は確認されなかった。しかし、その後、残土の搬出先から、搬入土砂の汚染状況の把握のための調査を求められ、実施した結果、基準の超過が確認された場合、土壤汚染対策法及び大阪府条例上どのような対応が必要となるのか明らかにされたい。</p>	<p>ご質問は、法及び条例の具体的な事案に対する運用に関するものですので、事案となっている土地を所管する府又は市にご相談ください。</p>